

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所
養護老人ホーム松風園運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が設置運営する養護老人ホーム松風園の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所(以下施設という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。なお、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業には外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護事業を含むものとする。(以下同じ。)
- 2 施設は、介護サービス計画(介護予防サービス計画を含む。以下同じ。)を作成し、それに基づいて、生活相談、安否確認、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話及び緊急時の対応を行うとともに、介護サービスを行う外部のサービス提供事業者と契約することにより、利用者がその状態に応じ柔軟なサービス提供を受けることができるように努める。
 - 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
 - 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者(以下保険者という。)、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 名 称 松風園
 - (2) 所在地 兵庫県伊丹市中野北4丁目2番11号

(利用定員及び居室数)

- 第3条 施設の利用定員は50名とする。
- 2 施設の居室数は50室とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

- 第4条 施設に次の各号に掲げる職員を置く。
- (1) 管理者(施設長) 1名
 - (2) 生活相談員 1名(うち1名は主任生活相談員)
 - (3) 介護職員 4名以上(うち1名は主任介護職員)
 - (4) 計画作成担当者 1名
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
 - 3 管理者は常勤専従、生活相談員並びに計画作成者は常勤専任とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は兼務が可能である。
 - 4 施設は、兼務による職員も含めて常時1名以上の職員を配置しなければならない。

ただし、宿直時間帯においてはその限りでない。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務の代行をする。

(2) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び処遇計画の作成、実施に関することに従事する。

(3) 介護職員

利用者の日常生活上の援助及び相談業務に従事する。

(4) 計画作成担当者

利用者の特定施設サービス計画の作成並びに介護支援に関する業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため次の各号に掲げる会議を設置する。

(1) 拠点会議

(2) 処遇会議（カンファレンス）

(3) 栄養改善委員会

(4) 安全衛生委員会

(5) 身体拘束適正化検討委員会

(6) 虐待防止検討委員会

(7) 感染対策委員会

(8) 事故発生防止検討委員会

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 特定施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。ただし、養護老人ホーム松風園管理規定により徴収する費用と重複しないように留意する必要がある。

(1) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(2) 施設は、前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者

及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退居)

第9条 施設は、環境上の理由及び経済的理由により養護老人ホーム松風園に入居した者のうち、要支援もしくは要介護の状態にあり、常時介護を必要とする者に対し、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく介護保険サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護保険サービスを利用することを妨げてはならない。
- 4 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 施設は、利用申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 6 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、計画作成担当者等の職員の間で協議する。
- 8 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 9 施設は、利用者の退居に際しては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第12条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退居の記録の記載)

- 第14条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに利用している外部サービス利用型特定施設の種別及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

- 第16条 管理者は、生活相談員には日常生活での処遇計画の作成に関する業務を、計画作成担当者には介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した介護サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画作成担当者は、介護サービス計画作成後においても、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護サービス計画並びに処遇計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(施設の取扱方針)

- 第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。
- 2 サービスの提供は、介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
 - 4 施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、生活相談、安否確認、緊急時対応並びに計画作成等の介護に係る基本サービス以外の介護サービスを、指定居宅サービス事業所の指定を受けている受託居宅サービス事業所に委託することができる。
 - 3 施設は、利用者に対して、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に関する契約を文書にて締結しなければならない。
 - 4 受託居宅サービス事業所に委託できる居宅サービスの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護
 - (2) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
 - (3) 指定通所介護・指定介護予防通所介護
 - (4) 指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護
 - (5) 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション
 - (6) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
 - (7) 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護
 - (8) 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与
 - 5 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定に際し、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護を提供する受託居宅サービス事業所と契約を締結し、当該受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を別紙に明記するとともに、事前に兵庫県知事に届け出なければならない。
 - 6 施設は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業所により、適切な介護サービスが提供されるよう、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 委託した受託居宅サービス事業所の業務の実施状況についての定期的な確認及び記録
 - (2) 委託した受託居宅サービス事業所に対する業務について必要な管理及び指揮命令
 - 7 施設は、受託居宅サービス事業所が介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を当該受託居宅サービス事業所から、文書により報告させなければならない。

- 8 介護報酬の請求及び受領は、施設が行い、受託居宅サービス事業所には、委託契約に基づき、施設から委託料を支払う。
- 9 施設は、利用者に対して、介護サービス計画以外の援助を適切に行う。
- 10 施設は、利用者の負担により、当該施設並びに受託居宅サービス事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 11 利用者が希望した場合、または施設が必要と認めた場合、次の各号に掲げる手続きにより、利用者が他の居室に移動することがある。
 - (1) 利用者または施設のいずれかが移動の必要性を認めた場合、その理由を説明した上で、協議を行う。
 - (2) 双方の合意が得られた後、移動を行う。ただし、加療等のため、医師が移動の必要性を認めた場合は、利用者の同意が得られないときでも、やむを得ず移動を行うことができるものとする。
 - (3) 経過及び理由を記録する。

(食事の提供)

第19条 施設は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
 - 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第23条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
 - 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、保険者等と協議の上、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに介護サービス計画によるサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第26条 施設は、利用者に適切な介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第27条 施設は、現に外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また家族、主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送などの必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、地震・犯罪等の不可抗力による場合においては適用保険の範囲内とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための会議及び従業者に対する研修会を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

い。

- 4 施設は、利用者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第30条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、関係機関と協議の上、定員を超えて運営をすることがある。

(衛生管理等)

第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束等)

第32条 身体拘束等は、原則として行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

する。

(重要事項の揭示)

第33条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 施設介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 施設介護従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、施設介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、施設介護従事者との雇用契約の内容とする。

3 施設利用者からの届出により、理事長の認める範囲で個人の情報について開示を行うことが出来る。

(記録の整備)

第35条 施設は、利用者、従事者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第36条 施設は、適切な外部サービス利用型特定施設入居者生活介護が提供できるよう施設介護従業者の業務体制を整備するとともに、施設介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を施設介護従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、施設介護従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第37条 施設はその提供する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

第38条 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(業務継続計画の策定等)

第40条 施設は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定入所者生活介護（指定介護予防特定入所者生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第41条 施設はその提供する施設介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第42条 施設はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第43条 施設は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設介護従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するため指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を講じる担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域等との連携)

第44条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第45条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第46条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第47条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 施設は、前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

3 施設は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ておくものとする。

4 施設は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて、別に定めるものとする。

(法令との関係)

第48条 この規定に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法及び老人福祉法その他法令の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。